



## 第5章 計画の推進に向けて

本計画の推進に当たっては、圏域市民やみどりの活動団体の自主的、自発的な参加や国や都をはじめとする関係機関の理解と協力の下に、構成市が広域的連携を図りながら、それぞれの役割分担に基づき推進していきます。

### 1 広報広聴活動の充実

圏域市民に対してさまざまな機会を捉えて、本計画の意義や役割を広報するとともに、本計画に係わる圏域市民の要望の把握に努めていきます。

### 2 調査研究の継続

今後もみどりに係わる調査研究、国及び都の緑地保全事業の動向の調査などを継続し、情勢の変化に対応した施策の改善に努めていきます。

### 3 圏域事業の実現

本計画に基づき、多摩六都としての圏域事業の実現については、緑化専門委員会において事業実施に当たっての諸問題の検討や調整を行います。

### 4 国、東京都などへの要望

国に対する要望では、多摩六都で連携を取り、民有地の樹林に対する相続税などの税制面の改善や大規模な敷地内緑地の維持・存続などについて、要望事項の実現に努めるとともに、財政措置についての配慮を要望していきます。

東京都に対しては、緑地保全地域の指定や本計画を推進するための財政的支援、指導、援助の一層の充実を要望していきます。

### 5 組織体制のあり方

広域的なみどりに関する圏域市民の要望は、今後もますます増加するとともに多様化していくことが考えられます。

そのため、本計画策定において緑化専門委員会の下に作業部会を設置し検討を重ねてきましたが、計画の推進に当たっては、圏域5市のみどりに関する実務担当者レベルでの組織体制を整備し、検討や調整に努めていきます。

